

激甚災害の指定に伴う特別財政援助を行います

～国土交通省関係では、35市町村を対象に
約40億円の国庫負担を措置、国庫負担率83.9%へ～

令和7年に激甚災害として指定された9災害の被災地方公共団体 **35市町村**※
(詳細は別添参照) に対し、河川・道路などの国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業費の特別財政援助を行います。

これにより、通常の国庫負担(約301億円)に加え、**約40億円の国庫負担の嵩上げ**を措置し、**嵩上げ後の国庫負担率は83.9%**となります。

※ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)に基づく「特定地方公共団体」に該当した場合は、特別財政援助を行うこととなっています。

○国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担の嵩上げ額

激甚災害 特例対象事業費	通常の国庫負担額	国庫負担の嵩上げ額	嵩上げ後の国庫負担額 (事業費に対する国庫負担率)
約406億円	約301億円	約40億円	約341億円 (83.9%)

※R8.3.13時点であり、今後変更があり得る。

<問合せ先>

水管理・国土保全局防災課 企画専門官 津島
災害統計係 玉田、海老澤
代表：03-5253-8111 (内線 35-712、35-754)
直通：03-5253-8457



令和7年に発生した激甚災害(本激1災害及び局激8災害)に係る
国庫負担の嵩上げ措置を実施する地方公共団体(11市19町5村)

災 害 名	都道府県名	市 町 村 名	備 考
地すべり 【令和2年7月7日～令和7年1月23日】 (局激)	愛媛県	伊予市	(1市)
地すべり 【令和3年8月14日～令和7年1月8日】 (局激)	佐賀県	嬉野市	(1市)
地すべり 【令和3年8月14日～令和7年7月4日】 (局激)	佐賀県	江北町	(1町)
地すべり 【令和4年9月17日～令和7年4月14日】 (局激)	宮崎県	椎葉村	(1村)
地すべり 【令和4年9月20日～令和7年3月13日】 (局激)	高知県	仁淀川町	(1町)
融雪 【令和7年4月17日～4月18日】 (局激)	山形県	朝日町	(1町)
豪雨・台風第12号・第15号 【令和7年8月5日～9月21日】 (本激)	北海道	乙部町 中頓別町 豊頃町 浦幌町	(9市14町4村)
	青森県	新郷村	
	秋田県	北秋田市	
	山形県	西川町	
	新潟県	佐渡市	
	石川県	輪島市 珠洲市	
	長野県	泰阜村	
	高知県	馬路村 四万十町	
	福岡県	新宮町	
	熊本県	上天草市 宇城市 天草市	
		美里町 玉東町 小国町 御船町 甲佐町	
山都町 氷川町			
宮崎県	諸塚村		
鹿児島県	霧島市 始良市		
豪雨 【令和7年9月30日～10月1日】 (局激)	北海道	白老町	(1町)
台風第22号・第23号 【令和7年10月8日～10月13日】 (局激)	東京都	八丈町	(1町)